

①子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

春の全国交通安全運動

4月6日(火)〜15日(木)  
重点目標

日中來庁できない人のための納税相談を行いますのでご利用ください。また、納付も受け付けます。  
4月30日(金)、5月31日(月)午後5時15分〜7時  
場・問 収税課 ☎21-1409 FAX23-2238

夜間納税相談窓口

令和3年度から令和7年度までの計画期間とする第五次東松山市総合計画後期基本計画とリーディングプロジェクトである第2期東松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。市HPに掲載するほか、政策推進課、各図書館、各市民活動センターに配架しています。また、政策推進課ではそれぞれの概要版を配布しています。  
問 政策推進課 ☎21-1411 FAX22-5516

総合計画後期基本計画と第2期総合戦略を策定しました

市政情報

- ②自転車の安全利用の推進
  - ③歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上
  - ④横断歩道における歩行者優先の徹底
- スローガン  
人も車も自転車も 安心・安全  
埼玉県  
地域支援課 ☎21-1435 FAX23-2236
- がんばる中小企業等応援補助金  
「経営革新計画」に基づく新商品・新サービスの開発や販路開拓に要する経費の一部を支援し、新たな事業の創出や経営戦略に積極的に挑戦する中小企業者に対し、補助金を交付します。  
補助限度額 30万円  
補助率 1/2  
対象経費 機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発費、賃借料、外注費  
※詳細は募集要項をご確認ください。募集要項は、商工観光課、市商工会にあります。また、市HPからもダウンロードできます。  
※年度途中でも申請が予算額に達した場合は受付を終了します。  
申・問 商工観光課 ☎21-1427 FAX23-7700

都市計画法第34条第11号に基づく区域指定等の変更のお知らせ

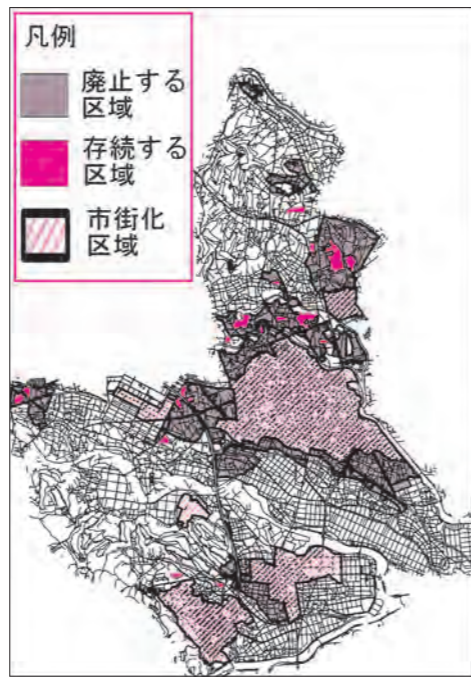
原則として建築物の建築が制限される市街化調整区域で一定の基準を満たした上で住宅等の建築が可能となる「都市計画法第34条第11号に基づく区域指定制度」は、人口減少等社会情勢の変化を踏まえ、区域及び建築物の用途を変更します。

なお、この変更については令和5年4月1日以降に行われる開発許可申請に適用されるもので、令和5年3月31日以前に行われる開発許可申請は、従来どおりの区域及び建築物の用途が適用されます。

	変更後の制度	現行の制度
区域	既存住宅団地(※1)(ただし、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域を除く)	ア及びイ(ただし土砂災害特別警戒区域を除く) ア)既存住宅団地(※1) イ)既存の集落区域内において、告示により指定された区域(ただし、要件を満たした道路(※2)に接する区域で行われる行為に限る)
建築物の用途	第二種低層住居専用地域に建築可能な高さ10m以内の建築物(ただし、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を除く)	第二種低層住居専用地域に建築可能な高さ10m以内の建築物

※1 市街化区域と市街化調整区域の線引き(昭和45年8月25日)以前に既に一定の基盤整備がなされた住宅地

※2 国・県道及び認定幅員8m以上で側溝等の排水設備が整っている市道  
区域指定



詳細は市HPをご確認いただくか、都市計画課へお問い合わせください。  
問 都市計画課 ☎21-1425 FAX24-8857



Focus

今月のフォーカス

このページでは、今月イチオシの情報に焦点を当ててお知らせします。

防災・減災のための取組

「東松山市ハザードマップ」の配布

これまでの水害ハザードマップと地震ハザードマップを見直して、新たな「東松山市ハザードマップ」を作成しました。自治会等を通じ広報紙4月号と合わせて配布します。また、各市民活動センターでも配布しています。

主な変更点など

- ・「一時避難場所」の名称を「指定緊急避難場所」に変更
- ・「一時避難場所」と「指定避難所」を「指定緊急避難場所」兼「指定避難所」に変更
- ・水害時に使用しない避難施設を減らし「市の川小学校」「東中学校」「新宿小学校」及び「南中学校」に変更
- ・災害対策基本法の改正(予定)に伴い「避難勧告」と「避難指示(緊急)」を「避難指示」に一本化

指定緊急避難場所とは 災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所

指定避難所とは 避難した住民が災害の危険がなくなるまで滞在する施設

「防災行政無線戸別受信機」の無償貸与

防災行政無線の放送内容を自動で受信する「戸別受信機」を無償で貸与します。防災行政無線の放送内容が聞こえづらい人に、危機管理防災課でお渡ししています。

問 危機管理防災課 ☎21-1405 FAX22-7799



「ひがしまつやまプライド」認定品が決定しました!

令和元年度にスタートした、地域ブランド認定制度「ひがしまつやまプライド」は、事業者が誇りをもって市内で生産・製造・加工した農産物や製造品、加工品を対象として地域ブランド品に認定する制度です。このたび、前回認定した5品に加えて次の商品が認定され、3月10日(水)にはひがしまつやまプライド認定式が行われました。



左から→  
株式会社パイル・エフ千葉営業担当、圓山営業部長、菊地事務管理責任者、中倉代表取締役、森田市長、有限会社富久屋平田代表取締役、国分牧場代表、國分由佳さん、市観光協会内山会長、市商工会大島副会長

受賞者(賞・品名・事業者名、敬称略)



銅賞  
「箭弓さまの牡丹だんご」  
有限会社富久屋



銅賞  
「国分牛100%ハンバーグ」  
国分牧場



ルーキー賞  
「まなこころ」  
株式会社パイル・エフ

【認定ランク】  
認定の段階をステップアップ方式とすることで、がんばる事業者を継続的に応援する制度です。  
金賞：銀賞認定期間2年以上の商品  
銀賞：銅賞認定期間2年以上の商品  
銅賞：ルーキー賞認定期間2年以上、又は市内で3年以上の営業実績がある事業者の商品  
ルーキー賞：市内での営業実績が3年未満の事業者の商品  
※2年後の目標達成が次のランクへ挑戦する要件です。

問 商工観光課 ☎21-1427 FAX23-7700